

日本基督教団の 諸教会・伝道所のみなさんへ

法廷の斗いを越えて

支援会代表世話人 関田寛雄

(3・29当日関田寛雄世話人代表は、集会に間に合
わず、集会終了後に会場に到着しました。最後の挨拶
をお願いしていただきましたので、その挨拶を後日文書
で書いていただきました。それをここに掲載しま
す。)

「主われを愛す」を歌います。

口今、私どもの裁判の過程は最高裁の判断待ちと
いう状況であります。私としてはその判断がいか
なるものであれ、これからの私たちの働きは、教団

内での運動に集中することになると思います。率直
に申して、本来の斗いは正にこれからだと思えます。
これまでも申して参りましたが、私たちの運動の目
的は、

(1) 先ずもって、北村牧師の教団教師としての復
権にあります。その免職に至る現教団執行部の偏見
と無責任を糺すと共にその人権侵害についての謝罪
を求めます。

(2) 次に聖餐についての論議についての神奈川教
区の三度にわたる提案の無視について糺すと共に、
その拒否の理由についての説明を求めます。私ども

「北村慈郎牧師を支援する会」発行

連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219
郵便振替：00270-4-116840 「北村慈郎牧師を支援する会」
ホームページ：<http://www.k-saiban.com> メール：h2kubo@jcom.home.ne.jp

は聖餐の靈的意義を軽んずるのでなく、その恩寵的秘儀を重んずればこそその再検討を求めているのであって、これはエキクメニカルな流れでもありません。それ故

(3) 信仰職制委員会における聖餐式理解及びその執行方法についての慎重な論議の継続を求めます。それは一にかかつて新しき時代に生きるキリストの教会の宣教と教会形成の使命に関わる基本的な課題を遂行するためであります。更に

(4) その根底には「戦責告白」によって自らの罪責を悔改め、キリストの憐れみのもとで許されて生きている教団である事の確認を求めます。そして、

(5) 今、申しわけない関係においてある沖縄教区に対する謝罪と関係回復への具体的作業を求めます。これは「戦責告白」を重んずる限り教団の示すべき必然的姿勢であると考えます。

以上の5点について、私たちは新たな希望と勇気と愛をもって、教団の中に主にふさわしい教会にして頂けるための努力を始めたいと願います。やがて終結すべき法廷での闘いを越えて、今や備えるべき課題として提言しつつ、ご挨拶といたします。

上告手続をいじごころ

弁護士 藤田浩司

1 上告に対して、考えられる判決とその影響

現在、最高裁判所に対して、「上告」「上告受理」の2つの申し立てをしています。どちらか一方でも最高裁が採用し、高裁判決を見直していただくことを強く願っています。結論は大きく二つあります。

(1) 申し立てが認められた場合

① どちらかの申し立てが採用されて、高裁判決が破棄・見直しになるとすると、通常は東京高裁へ差し戻しになり、東京高裁で改めて司法審査が可能か否かが判断されるでしょう。その場合は、最高裁の破棄理由に拘束されるので、司法審査が可能という判断、具体的には我々が高裁への「控訴の趣旨」で求めたように、一審判決を取り消して本件を東京地裁に差し戻す、という判決になるしかない

思われます。

そうしますと、東京高裁を経由する意味がなくなりますので、実体審理をするためにいきなり東京地裁に差し戻すことが十分考えられます。最高裁平成22年4月27日判決は、刑事事件ですが、事実誤認などを理由に大阪地裁に差し戻しました。

② 司法審査可能として東京地裁に差し戻されると、実体審理に入ります。すなわち、本件免職処分が有効であったかどうか正面から問題になります。

この点は、「法律上の争訟に該たるかどうか」という訴訟要件とはまったく次元の違う問題ですから、最高裁で差し戻しが認められたとしても、それによって必然的に実体判断で免職無効の判決になるものではありません。

和解勧告があるかどうかは、双方の主張立証がどれくらい積み上げられている

か、それを見て裁判所がどう判断するか、また双方が和解をそもそも受け入れるかどうかによります。現時点ではまだ何とも申し上げられません。

(2) 申し立てが認めらなかった場合

「上告棄却」あるいは「上告不受理決定」になった場合には、残念ながらそれ以上争う方法は司法手続きにはありません。東京高裁の判断が確定します。

これによって、今後すべての戒規処分が自動的に司法判断の埒外に置かれるわけではありません。個別的な本件免職処分の効力について司法判断ができないというだけの判決です。司法判断ができない理由として、高裁判決は、司法判断にあたっては教義、信仰の内容に立ち入って審理することが避けられないことを挙げています。おかしな話ですが、教義や信仰と深くかかわらない、例えばいわゆる破廉恥事件の場合は逆に司法判断がなされることとなります。ただ、今回の高裁判決は、日本基督教団における戒規は一般に、「教義や信仰と深くかかわるものと言わざるを得ず」とも述べていますから、今後、日本基督教団の戒規処分に関する裁判では、今後、この判例が

引用されて、結果的に、司法判断を求めることは難しくなると言わざるを得ないでしょう。

2 最高裁の判断時期

非常に予測がつきにくいです。

ただ、簡単に門前払いとなるときは、3か月から半年くらいで結論が出ます。本件は、すでに昨年7月23日の申し立てから8か月が経過していますので、門前払いではなく、少し中身を本格的に検討していただいていると考えてもよいでしょう。

また本件は、最高裁としても慎重に検討すると思います。これまで、キリスト教の団体内部における紛争について争訟性の有無が最高裁レベルで争われたものはありませんし、しかも日本基督教団という大きな団体内部での問題ですから、判断に対する社会的影響もかなり大きい、というのは最高裁でも容易にわかるはずですが。他の事件の処理状況にもよりますし、「予測は全く不可能」というのが正直なところ

以上

上申書

白井幸夫 (田園江田教会信徒)

最高裁判所第二小法廷裁判官 様

平成二五年一月二三日

「北村慈郎教師免職処分無効訴訟」裁判について

(1) 「内部規則」に従って適正な「正教師剥奪手続き」が行われたかについて

以下の理由により本件の裁判において公正な判断をお願い申し上げます。

「正教師剥奪内部手続き」に関し原判決は上告人の主張（正教師剥奪は内部規則手続きに基づくとの主張）に対し

て、上告人の主張、即ち被上告人による手続きの瑕疵（内部規則を順守していない手続き）、内部規則の変更による剥奪手続きの捏造、剥奪決定に至る証拠、原因など上告人への未開示、上告人への事情聴取などの欠落、利害関係ある決定者による正教師資格剥奪決定など、恣意的に上告人、個人だけの排除を目的とし、密室プロセスにより行われた「正教師剥奪内部手続き」によつて、上告人が不利益を被っている本件は、当然に政教分離の原則の例外範囲となる「司法審査の対象」となり、原判決はその判断を欠いています。とくに被上告人の裁量権の逸脱、濫用を伴う行為について、公正な判断を頂きたいと願います。

また、牧師としての地位を喪失し、重大な社会生活上の利益などの生存権などの基本的人権を奪われて、具体的な上告人の私法上の請求が訴訟物となっている本件では公正な裁判手続きを受ける権利（憲法32条、裁判所法3条1項）が上告人に国民の権利として与えられており、それに是非応答した判断を頂きたいと願います。

(2) 原判決の引用する最高裁判決との関係について

原判決によれば「正教師は宗教上の地位であつて法律上の地位といえない」と判示するのみであつて正教師の剥脱行為が内部規則に従つて適正に行われたかについて触れることなく判示したことは、政教分離の原則の踏襲を形式的に行つているのみであつて実態的に原判決が引用した最高裁判決に従つて審理を尽くしているとは思えません。

原判決が引用する本門寺事件判決は「任職選任の手続き上の準則が何であるかに関するものであり、このような問題については、それが代表役員兼責任役員たる地位の前提となす、任職の地位を有するかどうかの判断に必要不可欠ものである限り、裁判所においてこれを審理、判断することになら妨げとならない。」と判示しています。

本件事案では、上告人の「正教師剥奪」に際して内部規則は無視され公序良俗に反する被上告人の恣意的判断で手続きが行われるとともに、憲法、宗教法人法などの大枠を定める国法体系とも矛盾・抵触する「剥奪手続き」がおこなわれており、原判決において欠落している「手続き審理」を徹底するように、公正な判断をお願いいたしま

す。

(3) 原判決は憲法210条の信仰の自由の保障を十分に尊重したかについて

被上告人はその自律作用は自浄に向かうことなく、上告人と同様の正教師剥奪者を生み出す確信を原判決が被上告人に与えることとなり、内部での争いがさらに拡大することになります。その結果、原判決は被上告人の市民的正義をないがしろにする手続きを認める判決であり、日本基督教団内の教会の自由を奪うこととなります。

日本基督教団はさらに中央執行部の強権力を教会・牧師・信徒に強め、信仰・思想の自由を牧師、信徒から奪う結果となりますので、間接的に原判決により、裁判所が宗教法人に関与乃至影響を与える判断を示したことになります。この点からも慎重かつ公正な裁判所の判断をお願い致します。

以上

反差別の連帯

「人権問題としての北村慈郎」

牧師免職について

関田寛雄 (神奈川教区巡回教師)

(以下は部落解放センター通信「良き日のために」No.2から転載させていただきました。)

○はじめに ― 今井数一さんの思い出 ―
新しく生れた『良き日のために』に投稿を許されて感謝です。折角の機会ですので、部落解放センターの創設に尽力された初代のセンター主事になられた今井数一さんとの出会いについて言及しておきたいと思えます。

ある教団総会の時の事です。ホテルの温泉場の中で、「あんた関田はんでっしやろ」と私に声を掛けた人がありました。私の名札を見ての事だと思えます。「わたし、あなたのお父さんから洗札を受けたんや」。「えー、そうですか」から始まって、今井さんは受洗へのいきさつを詳しく話してくれました。私の父は大阪昭和教会を最後の任地として召されたのですが、父からはそ

の事は聞いていませんでした。

その後、今井さんが召された後、センターで今井さんの生涯を描いたビデオを見た時、最後に彼の聖書の裏表紙に、関田寅之助牧師からの受洗の事が記してあり、自分を回心に導いた聖句、イザヤ書二章二二節が書かれてあり、非常に心打たれた事でした。その後私自身が差別した事件もあり、部落解放センターには特別の思い入れがあります。

○1 北村慈郎牧師免職の経緯について

本題に入ります。既に北村慈郎支援会の通信などで、この経緯については詳細に報告されていますので御承知の事とは思いますが、要約的に申しますと、先ず教団常議員会で「協議会として記録をとらないこと」を前提として北村牧師は未受洗者の陪餐の試みについて発題を求められました。未受

洗者陪餐(オープン聖餐と略記する)は北村牧師が始めたわけではなく紅葉坂教会の伝統を継承したものでした。

ところが記録もとらない協議会での発言を論議として継続することもせず、次の常議員会ではいきなり「教師退任勧告」が出されて、多数決で可決されてしまいました。

その理由は前回の発題内容への批判とされたのです(二〇〇七年一〇月)。先ずもつてこれは手続から言ってもとんでもない飛躍ですし、従来信仰職制委員会オープン聖餐については継続審議中で、結論は出ていないのです。次の年には常議員会で北村牧師への「戒規申し立てを行う件」が可決され、二〇〇八年一〇月の教団総会では常議員会決議の「戒規申立議案」として提案されましたが、その議案は手続き上の誤りもあり、無効とされました。しかも北村牧師は常議員としてこの総会で三選されているのです。

しかし今度は教師委員会で「教師の戒規適用に関する内規」を改定して、信徒による戒規発動要請を受理するとなりました(二〇〇九年七月)。その後すぐの七月末、七名の信徒による戒規申立が教師委員会に提出されたのです(この信徒名は一名を除

いて氏名は伏せられたままです。そして紅葉坂教会役員会の質問状は無視されて、教師委員会は北村牧師の免職を決定し、それは『教団新報』に公告されました。

○2 その背後にあるものについて

このような経緯を辿ると浮かび上がってくる疑問は、問題はオープン聖餐の論議ではなく、先ず北村牧師を排除しようとする現教団執行部の意図が見えて来ることです。本当に聖餐式について慎重に考え合う姿勢があれば、記録もとらない協議会での発題内容を理由に「退任勧告」や「免職」に至ることなどあり得ない筈です。理由は別の所にあると思います。それは教団のあり方について問題提起をして来た教師や信徒への反発であり、この際、「オープン聖餐」反対を旗印にいわゆる問題提起者を排除しようという意図が先行しているのです。これはまさしく人権問題です。

かつて山北宣久前教団議長が「荒野の四〇年」という形で戦責告白以降の教団の歩みを総括されました。その大要は特に万博・東神大問題を中心に教団の歴史は「荒野」であり、それは荒廃の四〇年、負の経過であるという事でした。その内容につい

て私は全面的に反対というわけではありません。特に山北先生は今、青山学院院長のお立場にあり、個人的接触もあり、先生が戦責告白の意義を認めておられ、熱烈な伝道者でありユーモアの感に溢れている方である事を承知しています。しかし現執行部の中にはかつての問題提起者たちの発言や振舞いによって深く傷ついた方々の、報復とは言えないまでも強い反発的感情に動かされている向きがあるのではないのでしょうか。今度こそは問題提起者を封殺して「健全な」教団にしなければならぬという焦りのようなものが、北村牧師排除の動機になつているとは言えないでしょうか。そのためには「オープン聖餐は異端」だということふれこみを利用して、「正しい聖餐式を」という標識で、問題のない「健全な」教団形成を指向しておられるのではないのでしょうか。

私は教団を愛しています。特に「戦責告白」によってかつての教団の罪責を悔改め、キリストの赦しと憐れみによる他、立つ場をもたなくなつた教団を心から愛しています。ですからこそ私にとっては「荒野の四〇年」は決して単に荒廃の負の歴史であつたとは思えないのです。万博・東神大

問題を通して私たちは日本の教会がその草創の時代以来課題とされている「教会と国家」という問題について痛みを経つつも深く学んで来たのではないのでしょうか。率直に言つて問題提起者の側での立居振舞いには行き過ぎがあつたと認めざるを得ません。そこにはいわゆる「真理に立つ」と思う側の激情にかられた行動と発言がありました。その事で牧師も信徒も深く傷つき、問題提起の意義も届かず内容に誤解を与えた事もあつたと思います。その点については問題提起者の側の反省が求められます。

しかし問題提起者は皆、暴力主義者だと決めつける事は間違いです。北村牧師は山北議長に暴力を振るつたというようなデマが関西方面に広がっていると聞きました。それはとんでもない非道なキャンペーンです。これはまさしく人権問題です。

○3 聖餐式のあり方について

私は度々申して参りましたが、現段階でオープン聖餐の執行には賛成できません。しかし世界教会の流れは聖餐執行については流動化が始まっています。それは単なる聖餐の奥義の軽視や合理化ではなく、キリストの恵みと憐れみの伝道の間として

真剣に神学的に論議されているのです。現にアメリカの合同メソジスト教会は聖餐をオープンにしていますし、教団の信仰職制委員会でも既述のように継続審議中でありました。実は私自身もたまたま招かれた教会が永年、伝統としてオープン聖餐をしておられ、独自の式文も使用しておられる事をその場で初めて知り、役員会の要請でオープン聖餐式をいたしました。しかし分餐の時、求道中の方々に主の契約としての聖餐に与る意味を説き、バプテスマの恵みに与る決心を促しました。そして一年後、一挙に三人の受洗者が生れました。洗礼から聖餐への道と共に聖餐から洗礼への道もあるという事。これは私の経験です。いずれにしても教団としては慎重に取り扱って頂きたいのが聖餐論です。そして祈りと思案を尽くしてキリストの恵みにふさわしい執行方法対話を通して実現して行きたいものです。対話のできる教団。それこそが「健全な」教団の姿ではないでしょうか。この事について神奈川教区は3回にわたり教区決議をしておりますが、教団総会では全くとり上げられていません。私たちは対話を求めます。「愛には恐れなし」(ヨハネ四・一八)。

資料一 第131回神奈川教区定期総会で可決された議案

※ 下記議案は第131回神奈川教区定期総会(2014/2/22)で129人中85名の賛成多数で可決したものです。今秋開催の教団総会に議案として提案されます。

2014年2月22日

第131回神奈川教区定期総会

《議案第11号》北村慈郎教師の「免職処分」を撤回し、教団内に聖餐の在り方について慎重かつ十分な議論をする場の設置を求める件

提案者 関田 寛雄

主文

第39回(合同後24回)教団総会に対し、以下の議案を提出する。

(教団総会議案) 北村慈郎教師の「免職処分」を撤回し、教団内に聖餐の在り方について慎重かつ十分な議論をする場の設置を求める件

(教団総会議案主文) 北村慈郎教師の「免職処分」を撤回し、教団内に聖餐の在り方について慎重かつ十分な議論をする場を広範に設置し、今までの積み重ねた議論の継続、再開を求める。

[提案理由]

わたしたちの日本基督教団は、様々な伝統を異にする教派が合同してできた合同教会として、教憲・教規において「会議制によって運営する」ことをあきらかにしています。「会議制」は、時間をかけて、多くの人から異なる意見を聞き合い、教団としての総意を形成する地道な努力を行なうことに他なりません。

日本基督教団は、聖餐の問題についてその執行者や陪餐者についての議論を、少なくとも1990年代前半までは積み重ねてきました。教団宣教研究所発行の『聖餐』(1987年)や『陪餐問題に

関する資料ガイド』(1990年)は、教団が公式に聖餐についての議論を積み重ねてきたことを示しています。また、教団信仰職制委員会では、聖餐問題は長らく継続審議中の案件であり、第31総会期信仰職制委員会は、前総会期委員会から引き継いだと記録にあり、評価と展望7で、「聖餐の陪餐者に関する件では、発題と協議の時をもったが十分に議論し結論に導くことはできなかった。陪餐者の問題は教団全体の多岐に関わる問題であり、また重要な問題であるので、常議員会でこの問題の扱い方を整理し、十分かつ慎重な研究と、多くの合意が形成される方向を探るべきであると考えられる」と記しています。

このような教団内での聖餐の在り方についての議論の積み重ねが突然中断され、それまでの教団内における聖餐に関する議論を無視し、合同教会としての教団の会議性を重んじるべき元教団議長山北宣久氏が、「正しい聖礼典の執行」ということを言い出し、北村慈郎教師の教師退任勧告及び戒規免職を主導するようになりました。2008年10月開催の第36回(合同後21回)教団総会では、山北宣久元教団議長提案常議員会決議の「北村慈郎教師への戒規申立て無効の件」が賛成多数で可決されました。しかしその後東海教区常置委員会議長北紀吉氏や教師委員会と信仰職制委員会との間での諮問と答申のやり取り及び教師委員会による戒規に関する内規の改訂によって、一常議員による北村慈郎教師への戒規申立てを教師委員会が受理し、2010年1月26日教師委員会は北村慈郎教師の戒規免職処分を決定しました。その後2010年9月15日審判委員会は北村慈郎教師の上告に対して教師委員会の戒規免職処分を是とする審判結果を山北宣久元議長に文書で報告し、それに基づき山北宣久元議長名で2010年9月21日審判結果が北村慈郎教師、紅葉坂教会、神奈川教区総会議長宛てに出され、教団における北村慈郎教師の戒規免職処分が確定して、現在に至っております。北村慈郎教師への教師退任勧告から戒規免職処分に至る諸手続き及びその決定の仕方についての不当性は、既に指摘されている通りであります(第37回(合同後22回)総会議案第31号参照)。

神奈川教区は、教区総会決議教団総会議案として、第36回(合同後21回、2008年)、第37回(合同後22回、2010年)、第38回(合同後23回、2012年)教団総会に「聖餐の在り方について慎重かつ十分な議論の場を教団内に設置する件」を、第37回(合同後22回、2010年)、第38回(合同後23回、2012年)に「北村慈郎教師の免職処分撤回を求める件」を提案しました。しかし、教団総会ではすべて否決又は廃案となっています。

けれども神奈川教区は、教区形成基本方針に「対立点を棚上げにしたり、性急に一つの理念・理解・方法論に統一して他を切り捨てないよう努力する。忍耐と関心をもってそれぞれの主張を聞き、謙虚に対話し、自分の立場を相対化できるよう神の助けを求めることによって、合意と一致とを目指す」とあるように、対話による一致を求めて、教区形成をしてきました。よって、引き続き、教団に対して、北村慈郎教師の免職処分を撤回し、教団内に聖餐の在り方について慎重かつ十分な議論をする場の設置を求めます。

【賛同者】

谷口尚弘 佐々木雅子 北村千賀 田崎幸子 佐藤厚 岡安博 武田利邦 久保博夫
青木恵美子 尾毛佳靖子 北村慈郎 井殿準 池迫直人 石倉夕子 山口徳江
竹内忠美 孫裕久 伊早坂貴宏 伊東永子 秋吉隆 原宝 齊藤圭美
三森妃佐子、岩橋常久、禿準一、貞弘範行 島耕一、飯塚光喜 西村大介